

# 中小企業経営強化税制

# リース・割賦 セットプランのご案内

**税制度適用はリース・割賦も併用可能！！**  
更に現金購入より税効果が大きくなります

## 税制措置概要

適用期間	税制内容	資本金1億以下 3千万円超	資本金3千万円以下
平成29年4月1日～ 令和5年3月31日	税額控除	取得価格 × 7%控除	取得価格 × 10%控除
	即時償却	即時償却	即時償却

## 購入形態毎の効果

資本金 3 千万以下の企業が、中小企業経営強化税制 を活用した場合

項目	購入	リース	割賦
税額控除	買取価格の10%	リース料総額の10%	割賦総額の10%
即時償却	買取価格の100%	適用出来ません ※リースは資産の貸付となる為	割賦総額の100%
支払方法	現金一括にて支払い	月々お支払い	月々お支払い
動産保険	お客様負担	付保	付保

## 併用事例

資本金 3 千万以下の企業が、中小企業経営強化税制 を活用した場合

### 税額控除

※リース総額 = 月々38,000円×60回 = 2,280,000円

現金購入	2,000,000円	× 10%	=	200,000円の税額控除	28,000円 現金購入 より多く控除
5年リース	2,280,000円	× 10%	=	228,000円の税額控除	

【ポイント】税額控除に加えて、月額リース料が損金算入できます。

### 即時償却

※割賦総額 = 月々38,000円×60回 = 2,280,000円

現金購入	2,000,000円	の	即時償却 (100%)	280,000円現金購入 より多く償却
5年割賦	2,280,000円	の	即時償却 (100%)	

【ポイント】税制優遇を受けながら、キャッシュフロー改善

税制措置を活用しながらリース・割賦のメリットが得られます。

- ✓ **一括購入資金が不要**
- ✓ **銀行借入枠温存**
- ✓ **契約期間中は動産保険付保**

- ▶ 本税制適用は、経営力向上計画の認定と、税制対象商品であることが必要になります。
- ▶ 各事業者が申請します。申請手続き等の詳細は、中小企業庁のホームページをご確認下さい。
- ▶ 本税制適用は、法人税の20%までが対象です。翌年度に繰越も可能です。
- ▶ **税務上の取得金額及びリース会計処理等の詳細につきましては会計士・税理士にご確認下さい。**

【お問い合わせ】

株式会社ドッドウエルビー・エム・エス SF事業本部